

大分大学学術情報拠点（図書館）及び学術情報拠点（医学図書館）における国立国会図書館「図書館向けデジタル資料送信サービス」利用要項

平成31年3月26日学術情報拠点長裁定

（趣旨）

第1条 この要項は、大分大学学術情報拠点（図書館）及び学術情報拠点（医学図書館）利用規程（平成20年学術情報拠点規程第1号。以下「利用規程」という。）第18条の規定に基づき、大分大学学術情報拠点（図書館）及び学術情報拠点（医学図書館）「以下（「図書館等」という。）」における国立国会図書館「図書館向けデジタル資料送信サービス」（以下「資料送信サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

（利用者）

第2条 資料送信サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、利用規程第5条第1項第1号から第4号に掲げる者のうち、利用規程第7条第3項第1号から第5号に掲げる身分証明書等（以下「身分証明書等」という。）を携帯している者とする。

（閲覧）

第3条 資料送信サービスで利用できる資料（以下「資料」という。）の閲覧をしようとするときは、所定の申込書に記入し、図書館等のスタッフに提出の上、所定の閲覧用端末で閲覧するものとする。

2 閲覧可能な時間帯は、開館日の開館時刻から閉館時刻の10分前までとする。

3 一回当たりの閲覧時間は、1時間までとする。

4 利用者は閲覧に当たり、国立国会図書館の定める利用条件に基づき、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1） 閲覧用端末の図書館等の外への持ち出し

（2） 閲覧用端末への外部記憶装置の接続

（3） 閲覧用端末の画面の撮影

（4） 画面キャプチャ、スキャニング又は資料の電子ファイルの取得

（複写）

第4条 利用者は、所定の方法により資料の複写を依頼することができる。

2 複写は、図書館等のスタッフが行い、A3判以下の用紙への電子複写方式によるものとする。

3 複写料金は、大分大学学術情報拠点（図書館）及び学術情報拠点（医学図書館）文献複写規程（平成20年学術情報拠点規程第2号）別表の規定を準用する。

（遵守事項）

第5条 その他資料送信サービスの利用については、国立国会図書館が定める「図書館向けデジタル化資料送信サービス利用条件」を遵守するものとする。

附 則

1 この要項は、平成31年3月26日から実施する。